

令和5年度当初予算、令和4年度補正予算にかかる水活交付金関係事業について

R5当初予算
(R5年産)

水田活用の直接支払交付金

コメ新市場開拓等促進事業

①農業者支援

②推進事務費

畑地化促進事業

①畑地化支援

②定着促進支援

(1) 高収益作物定着促進支援
(2) 畑作物定着促進支援

③産地づくり体制構築等支援

(1) 産地づくりに向けた体制構築支援
(2) 土地改良区決済金等支援

畑作物産地形成促進事業

①農業者支援

②推進事務費

直接支払
交付金

経営所得安定対策等

うち水田活用直接支払交付金

- ・水田活用の直接支払交付金
- ・畑作物産地形成促進事業
- ・畑地化促進事業

※実施手続

(申請・確認・支払)を統一

地方公共団体
補助金

畑地化促進事業補助金
【新規】

※都道府県・市町村を經由

直接支払
交付金

経営所得安定対策等
推進事業

うちコメ新市場開拓等促進事業
に係る推進活動
うち畑作物産地形成促進事業に
係る推進活動

※都道府県・市町村を經由

11-1 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち 畑地化促進事業

【令和4年度補正予算額 24,990百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1, 2）	2 定着促進支援（※3）
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a (一括)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合



産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

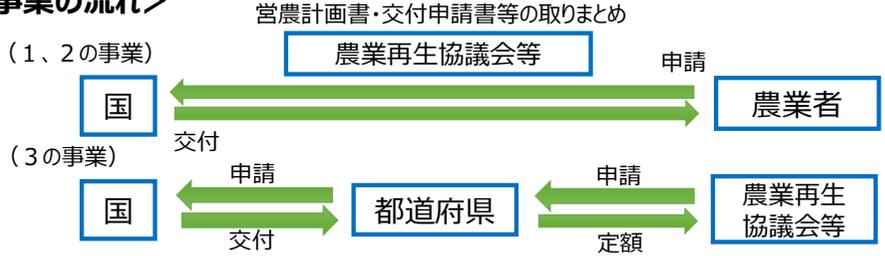
畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191） 2

畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）のポイント

【 従来（水田活用の直接支払交付金） 】

①畑地化支援

- 令和4年産における畑地化の取組を支援
 - ・高収益作物：17.5万円/10a
 - ・その他作物：10.5万円/10a
- 畑地化支援に係る取組は、申請前年度の作付要件や団地化要件（おおむね団地化された畑地の形成）等の要件を満たす必要

②定着促進支援（高収益作物）

- 2.0（3.0※）万円×5年間
※加工・業務用野菜及び果樹の場合
- 水田農業高収益化推進計画の策定が必要
- 取組開始年の拡大面積が対象
- 令和4年産から取組を開始するほ場
- 取組開始年から5年間継続して高収益作物のみ作付けする取組
- 支援期間の最終年度の翌年度までの畑地化の実施が要件（①畑地化支援の併用）
- 支援期間内であれば畑地化後であっても、特例的に産地交付金（高収益作物関係に限定）の交付が可能

【 畑地化促進事業 】

①畑地化支援

- 令和5年産における畑地化の取組を支援（令和5年限りの単価）
 - ・高収益作物：17.5万円/10a
 - ・その他作物：14.0万円/10a
- 畑地化支援に係る取組は、申請前年度の作付要件や団地化要件（おおむね団地化された畑地の形成）等の要件を満たす必要

②定着促進支援（高収益作物・畑作物）

- 2.0（3.0※）万円×5年間 ※加工・業務用野菜及び果樹の場合
- 交付方式は、分割方式（毎年2.0（3.0）万円×5年間）又は一括方式（10（15）万円（5年分）初年度）を選択可能。（要望調査で一括方式の希望者を調査）
- 水田農業高収益化推進計画の策定の有無にかかわらず対象
- 作付面積全体が対象
- 令和4年産から取組を開始※するほ場及び令和5年産から取組を開始するほ場
※R4年・R5年分の2カ年分を交付予定
 - （1）高収益作物定着促進支援
：取組開始年から5年間継続して高収益作物のみの作付け
 - （2）畑作物定着促進支援
：取組開始年から5年間継続して高収益作物又は一般作物の作付け
- 原則として、初年度における畑地化の取組の実施が要件（①畑地化支援の併用）
※ 水田農業高収益化推進計画に位置付けられた者は、支援期間の最終年度の翌年度までの畑地化でも可
- 水田農業高収益化推進計画に位置付けられた者は、支援期間内であれば畑地化後であっても、特例的に産地交付金（高収益作物関係に限定）の交付が可能

③申請・交付手続等

- ①②は、農業者への直接支払交付金。
- 交付申請前に要望調査を実施。
- 農業者単位で、取組面積等の評価基準に基づき、予算の範囲内で配分。
- 具体的な手続日程は別途示す方針（申請・確認・支払手続は水活と一体とする方向）

産地づくりに向けた体制構築支援のポイント（案）

- 麦・大豆や多収品種の飼料用米等への作付転換を定着させていくためには、畑作物の産地づくりや農地利用の団地化により生産性を高め、所得の向上を図ることが重要。
- このため、畑作物の産地づくりや農地利用の生産性向上に取り組む地域を対象として、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整や、種子の確保等の取組を支援。

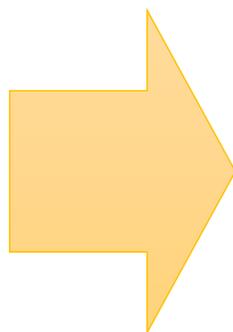
関連予算措置

令和4年度補正予算

畑地化促進事業(250億円)のうち
「産地づくりに向けた体制構築支援」

令和5年度当初予算

水田活用の直接支払交付金(P)のうち
「産地づくりに向けた体制構築支援」



支援内容

1. 目的

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整等として、以下の取組を支援。

(1 地域協議会当たり上限300万円)

2. 主な支援内容（例）

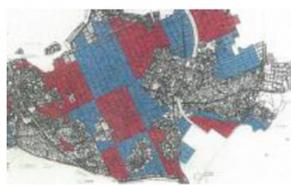
- 団地化やブロックローテーションに向けた関係者間での農地利用等の調整
- 畑地化やブロックローテーションの実施に向けた圃場の調査
- 畑地化による畑作物の収量向上等の実証・分析
- 新たなブロックローテーション体系構築のための試験栽培
- 麦・大豆・飼料用米（多収品種）・米粉用米（専用品種）等の種子の確保に係る取組

など

3. 主な支援対象経費

(例) 謝金、賃金及び共済費等、事務等経費、委託費、借上費、需用費、役務費

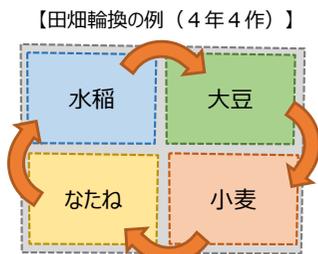
畑地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援



畑地化やブロックローテーションのための現地確認



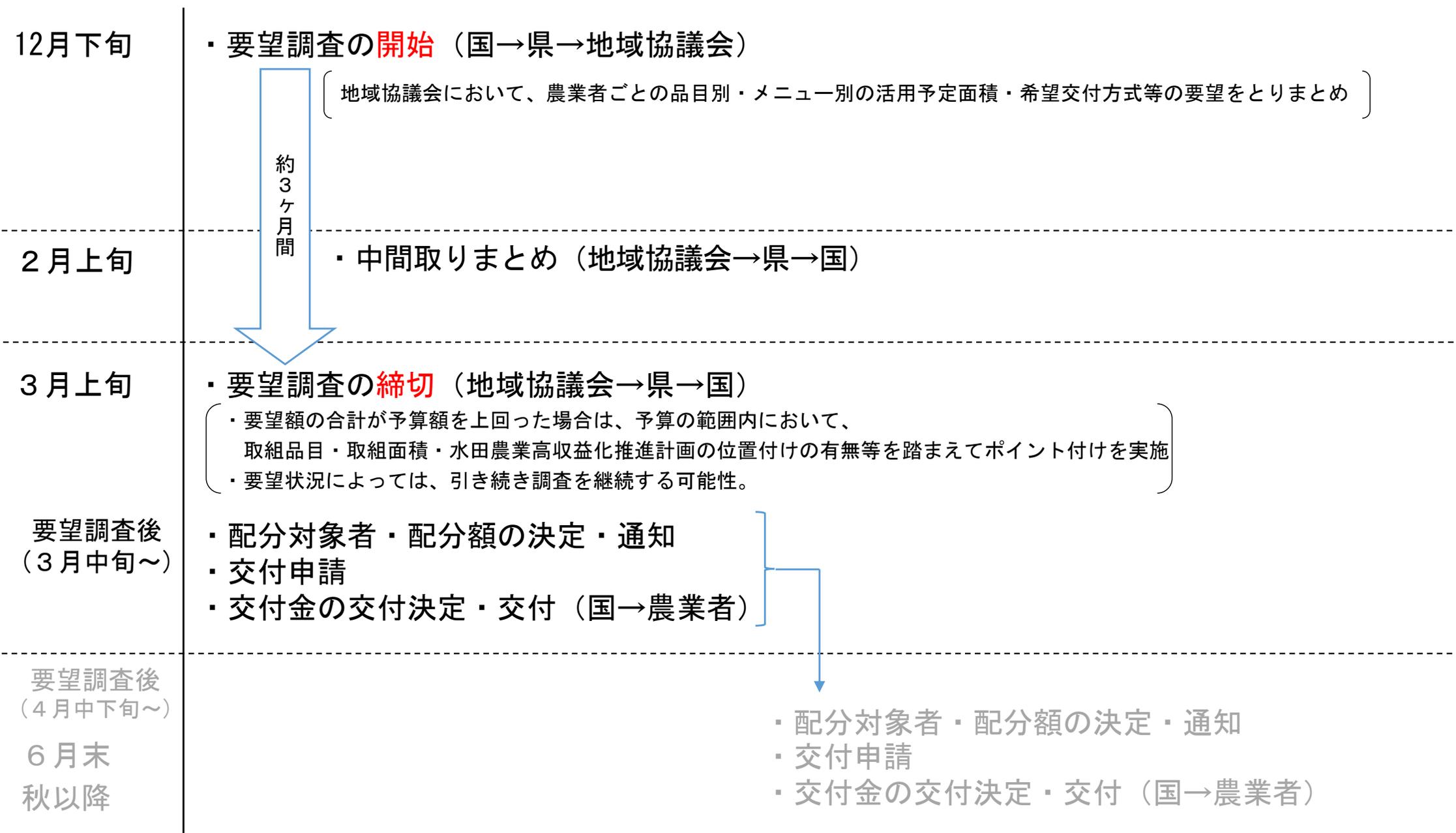
畑地化等に向けた話し合い



BRの展示圃の設置

畑地化促進事業に係るスケジュール①(想定)

畑地化支援・定着促進支援



※ 予算の執行状況等により変更の可能性があります、予算の繰越を行う場合には、灰色文字のスケジュールを想定しています。

畑地化促進事業に係るスケジュール②(想定)

産地づくりに向けた体制構築支援

土地改良区決済金等支援

12月下旬

- ・ 要望調査の**開始** (国→県→地域協議会)

- ・ 要望調査の**開始** (国→県→地域協議会)

約3ヶ月間

約3ヶ月間

2月上旬

- ・ 中間取りまとめ
(地域協議会→県→国)

- ・ 中間取りまとめ
(地域協議会→県→国)

3月上旬

- ・ 要望調査の**締切** (地域協議会→県→国)
(要望状況によっては、引き続き調査を継続する可能性。)

- ・ 要望調査の**締切** (地域協議会→県→国)
(要望状況によっては、引き続き調査を継続する可能性。)

要望調査後
(3月中旬～)

- ・ 配分対象協議会の決定・通知

- ・ 配分対象協議会の決定・通知

※以下、畑地化促進事業補助金交付等要綱・実施要領に基づき実施

- ・ 地域促進活動計画の申請・承認
- ・ 補助金の割当、交付申請・決定
- ・ 補助金の支払
(都道府県・市町村経由)

- ・ 地域促進活動計画の申請・承認
- ・ 補助金の割当、交付申請・決定
- ・ 補助金の支払
(都道府県・市町村経由)

要望調査後
(4月中下旬～)

- ・ 地域促進活動計画の申請・承認
- ・ 補助金の割当、交付申請・決定
- ・ 補助金の支払 (都道府県・市町村経由)

- ・ 地域促進活動計画の申請・承認
- ・ 補助金の割当、交付申請・決定
- ・ 補助金の支払 (都道府県・市町村経由)

6月末

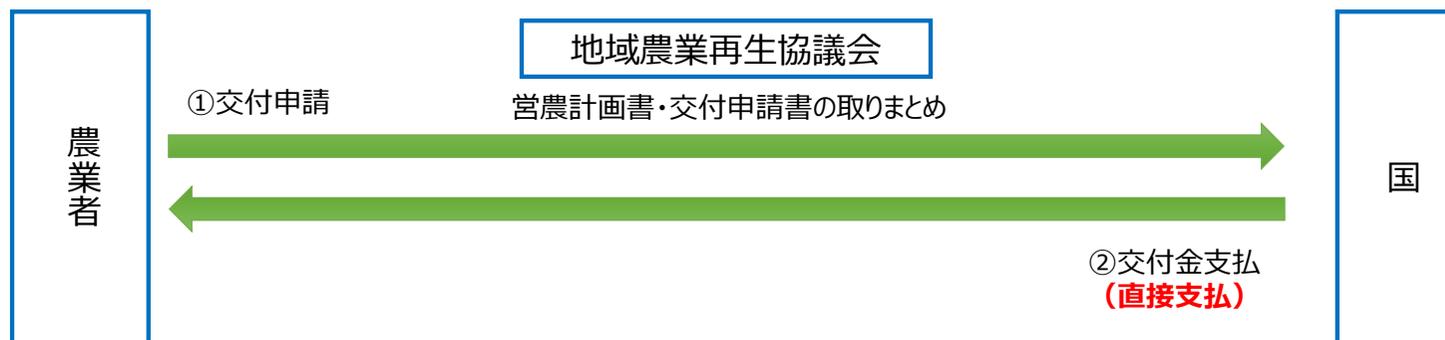
秋以降

※ 予算の執行状況等により変更の可能性があり、予算の繰越を行う場合には、灰色文字のスケジュールを想定しています。

畑地化促進事業に係る事務フロー図(想定)

畑地化支援・定着促進支援

※経営所得安定対策等のうち「畑地化促進事業」として、経営所得安定対策等実施要綱に基づき、農業者へ直接交付。



産地づくり体制構築等支援

※「畑地化促進事業補助金交付等要綱」(新規) 「畑地化促進事業実施要領」(新規)に基づき、経営所得安定対策等推進事業と同様の交付ルート(都道府県・市町村の経由)により交付。

